

令和2年2月吉日

お客様各位



株式会社関口商店

代表取締役 木戸孝文

〒174-0042 東京都板橋区東坂下 1-14-9

TEL03-3969-5406 ファクス 03-3969-5775

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のお引取に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご愛顧を賜り誠に有難うございます。

さて、令和2年4月1日より改正フロン排出抑制法が施行されます。この改正により、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄する際の規制が強化されました。二酸化炭素の100~10000倍という強力な温室効果があり、昨今の異常気象の原因である地球温暖化に甚大な影響を及ぼすフロンガスの排出を抑制する重要な改正であるとともに、違反した場合、行政指導などを経ることなく、即座に刑事罰（50万円以下の罰金）の適用対象となるため、弊社におきましても法律の遵守、周知に努めていく所存でございます。

この改正により、お客さまからの回収時に引取証明書（行程管理票・E票のコピー）を以てフロン類が回収済みであることを確認せずに機器を受け取った場合、即座に刑事罰（50万円以下の罰金）の適用対象となります。

これは収集運搬業者、処分業者のみならず、機器の管理者（所有者）にも適用されます。管理者（所有者）様への周知と引取証明書の交付を徹底していただきますよう、お願い申し上げます。

つきましては、弊社におきましても**引取証明書（行程管理票・E票のコピー）なき業務用エアコン・冷凍冷蔵機器はお引き取りできなくなります。**

ただし、弊社にてフロン回収させていただく場合は、弊社で引取証明書を発行いたしますので、従来通りお引取可能です。その際は従来通り所定の料金（フロン回収破壊料、書類代）を頂戴いたします。

尚、法改正は弊社での処分後の出荷先にも適用され、猶予期間なく4月1日より施行されるため、上記措置は3月1日よりの実施とさせていただきますことをご了承願います。

ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせいただければ幸いです。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

★主な改正点（詳細は添付のリーフレット参照）

▼業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器（第一種特定製品）の管理者（所有者）に対する主な改正点

概要	詳細
引取証明の交付	フロン類が回収された後の機器の処分を依頼する際には、引取証明書の写しを交付することが義務付けられる
フロン類回収に関する罰則強化	フロン類を回収しないまま機器を廃棄した場合、行政指導などを経ることなく、50万円以下の罰金が科される
書類の不交付・不備に関する罰則強化	フロン類の回収依頼書・委託確認書・引取証明書の写しを交付しなかった場合、または、回収依頼書・委託確認書について、記載不備や虚偽記載があった場合、30万円以下の罰金が科される
書類の保存義務違反に関する罰則強化	フロン類の回収依頼書の写し、委託確認書の写し、引取証明書を保存しなかった場合、30万円以下の罰金が科される

▼廃棄物・リサイクル業者に対する主な改正点

概要	詳細
機器引取時のフロン類の回収確認義務	フロン類の回収が証明できない機器を引き取った場合、50万円以下の罰金が科せられる
書類の保存義務違反に関する罰則強化	引取証明書の写しを保存しなかった場合、30万円以下の罰金が科される